

会 議 録 目 次

平成 1 5 年 第 6 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 （ 第 1 日 ）

平成 1 5 年 7 月 1 8 日 （ 金 ） 午 前 9 時 0 0 分 開 会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	2
日程第 2	会期の決定について……………	3
日程第 3	発議第 7 号 地方の道路整備の促進に関する意見書案……………	3
日程第 4	発議第 8 号 海田町長不信任決議案……………	4
日程第 5	広島市・海田町合併協議会委員の選任について……………	1 0
	（ 閉 会 ） ……………	1 1

平成15年第6回海田町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日 平成15年7月18日（金）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 7月18日（金）9時00分宣告

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（19名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次
16番	佐 中 十九昭	17番	中 岡 長 一
18番	国 岡 光 明	19番	加 藤 公
20番	河 野 道 昭		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（19名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次

ること。

4、地方の道路整備については、地域の課題に的確に対応した整備を機動的に進められるよう、その資金の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年7月18日。広島県海田町議会。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第7号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第7号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いたしました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第4、発議第8号、海田町長不信任決議案を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。海田町長不信任決議案を読み上げて、提案をいたします。

海田町議会は、海田町長加藤天君を、次の理由により信任しない。

その理由は、国は「市町村合併特例法」に基づき、平成17年3月31日までに、現在ある全国約3,200市町村を1,000から800に、さらに300にする「平成の大合併」を進めようとしております。

先人からうけた郷土「海田町」を町民の民意を反映せず、「市町村合併特例法」を盾に「何が何でも自分の任期中に合併する」というのは、将来に禍根を残すことにつながります。あくまで、住民自身が確かな情報と確かな判断をし、町の将来は住民が決めることが必要であります。

海田町の合併方針は、次のとおり問題があります。

1、「合併パターン」は広島県が示しているが、全体の流れから見ても「自分の任期中に合併」は押しつけであります。

2、合併の押しつけは、地方の存在を本当に発揮する、地方分権に逆行するものであります。

3、市町村の合併に対する財政的支援の約9割は起債であり、その中心が海田町と同様、大型建設事業で問題があり、これらのことによって消費税率アップも懸念されております。

4、町の将来を決める合併問題で、町民は正しい情報と町民参加で決めることを希望しているのに無視しております。

5、町民には、公営住宅使用料や水道料金の大幅な引き上げ、都市計画税・事業所税など負担増を押しつけることになり、町民は、大幅な負担増につながる合併は「町民一人一人の将来にかかわる問題で、町長や議会が勝手に合併問題を決めることは時代の流れに逆行するし、町民の総意で決める」、このことが今一番求められております。

6、吸収合併された海田町は、庁舎はなくなり、出張所も当面は設置してもすぐ廃止され、地域経済の活性化がなくなります。

7、名水と言われる瀬野川水源を確保し、水道料金を維持する見通しはありません。

8、議会決議した「温水プール」の建設を無視しております。

9、合併の効果として、「専門職」を採用し、増強し、「専任の組織や職員を置くことができる」としてありますが、職員削減だけが推進され「専門職」の増員は期待されません。

10、合併が進めば少子化を克服し、高齢社会にふさわしい住民福祉をつくるというのは根拠に乏しいわけであります。

11、町長は、「今合併の時期が来た」とか、「今合併をすれば1年後に合併するより得」とか、「府中町や熊野町、坂町」あるいは「湯来町」が合併しない今が有利として誘導しておりますが、1年延ばしてもそんなに不利とは判断できません。

12、町長は、県内の他の町村よりも合併建設計画の総額は、ずば抜けて多くの金額を認めさせたとしてありますが、昨年10月の総額は1,072億円であったのが、12月では236億円削減し、836億円としております。負担増と将来の投資的経費を考えると有利ではありません。

13、前回の町長選挙で合併問題を明確にせず、当選後1年6カ月後に「合併する」と唐突に表明したため計画性がなく、同時に平成16年4月1日に合併を予定したため、合併を決めつけて町民には説明し、町民は理解するのに時間が必要であり、急ぎ過ぎであります。

14、急いで合併に走らない冷静な判断が要求され、最低でも来年5月の町長選挙で信を問うことが求められております。町長は自分の責任がとれる任期中に合併するとしておりますが、本当に責任をとる考えであるなら、町長を辞任すべきであります。そして、再度町長選挙で町民の判断を仰ぐべきであります。それができない、責任もとらない自分の任期中に、自分の都合で合併するやり方は無責任と言わざるを得ません。

以上、右決議する。

平成15年7月18日。広島県海田町議会。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

反対討論があれば許します。国岡君。

○18番（国岡）町長不信任案に反対討論を行います。

今、理由を言われました。理由は、市町村合併特例法をつくり、平成大合併を進めようとしているということですが、一口に言うと、地方の行財政改革であります。海田町の合併方針は次のとおり問題があるということで、1から14まで項目が挙げられております。随時、1からこれに対してやります。

1番、市町村合併が推進される中、本町も避けて通れない問題があると、町長は合併は避けて通れないと言い続けてまいりました。町民は、いつかいつかと待ち続けていたものと思います。町長が自分の責任のあるうちに取り組もうとすることは、当たり前前の行為であると私は考えております。

2番、国と地方の役割の権限を定め、効率のよい行政を展開し、住民サービスの向上を図ろうとしているわけで、地方分権に逆行しているとは言えないのであります。

3番、財政支援のあるうちにまちづくりを推進することが必要である。起債で皆やるようになっておりますが、何でもこれも借金でございます。借金を穴埋めするためには税金をやらなければいけない。消費税かほかの税金が当然上がってくるものと思います。

4、町は住民説明会においても正しい情報を伝えているし、広報や、各家庭、所帯にも配布している合併建設計画案、行政制度取扱というチラシを配っております。

5、確かに負担が増えるものもありますが、保育料や国保料の軽減される面もあります。より多くの福祉サービスを受けることができ、地方施設の利用もできるようになっております。

6、7、8は、これは法定協議会で論議する問題でございます。

9、これは専門職を採用して、専任の職員を置くことができるということでございますが、これは職員削減につながるとは思っておりません。これは人事の問題でございますので、これは当然市がやると思います。

10、少子化・高齢化社会、住民福祉をつくると言っておりますから、つくるでしょう。

11番、これは一番大事な問題でございます。時期を変えれば、合併建設計画もまた再度協議することになります。総額が、私は上がるとは思っておりません。これまで住民にもお知らせしております。もし、この時期を変えることによって総額が下回ったときは、住民の皆様にとどのように申し訳ができるのか。だれがこれを責任とるのか。これは、そのときの情勢でしようがないと言うて、恐らく逃げるでしょう。

12、何をもって有利でないと言っているのか、それなりに、そのように提案ができるのではないかと。できると思うが、できていない。私は有利であると思っています。議員の皆様にも合併建設計画案の資料を皆手元に持っておられると思いますが、ちょっとここで申しておきます。今、海田町がこの10年間単独で実施した場合、6事業で108億円、都市計画税を取ってやった場合、8事業で181億円。合併建設計画案、合併した場合には26議案で616億円の投入ができます。これは、水道、下水道が入っておりません。

13、急ぎ過ぎているのではないかとされておりませんが、私は遅過ぎていないかと思っています。

そういうことで、この町長不信任案に対して反対討論を終わります。

○議長（河野）続いて、賛成討論を許します。岡田君。

○1番（岡田）1番、岡田です。町長不信任決議案に賛成する討論を行います。

今、全国的には市町村合併に向けて多くの市町村で住民投票が行われ、住民が賛否両論を闘わせた上で、どこと合併をするのか、あるいは合併を選ばずに独自の町行政を進めていくのか、これを決めております。しかし、海田町の住民は合併が是か非かを自分で判断できる能力を十分に持っているというとは言うまでもありません。しかし、海

田町においては主人公の住民の意見を反映できる場がありません。それどころか、合併により様々な不利益が明らかになっているにもかかわらず、説明会は町長側の一方的な説明であり、資料も当日提供され、考える時間ありませんでした。広島市との合併協議が進み、説明会に参加する住民も少なく、多くの住民は情報などを新聞などで初めて知り、啞然としているのが実情であります。

2000年の町長選挙、そして2001年の町議会議員選挙では、合併問題は争点ではありませんでした。にもかかわらず、町長は2001年の12月議会でみずからの任期中に合併をすることを突然打ち出しました。このことは住民を無視したものであり、2004年4月の合併時期は町長の個人的な都合です。住民が合併について意見を言い、どうするかを決めることを町長は一貫して無視してこられました。これは民主主義を踏みにじる行為です。海田町では全国的に取り組まれている住民投票をなぜ実施しないのか、このような疑問の声が多く住民から出されております。

また、緊急、切実な要求を合併してから解決すると言って先送りにしています。合併をしてから広島市のレベルに引き上げるという説明で、今現在単独でもすぐできる政策も含め、棚上げにしております。これは、海田町の行政を預かるものとして怠慢としか言いようがありません。温水プールや庁舎の問題、水道料金など、海田町の住民要求を一つ一つ退けて、財政を節約して広島市と一緒にしたとしても、財政難の広島市の現状を見れば、合併後に海田町がよくなるのははなはだ疑問だというのが住民の間に広がっております。

今や町長は住民の代表者ではなくなっております。町長はみずからの責任がとれる時期に合併をしたいと言われております。本当に責任をとるのであれば住民に判断をゆだねるべきであります。そのために町長を辞職し、町長選挙を実施すべきであります。それができないのであれば、町長として信任することはできません。よって、不信任決議案に賛成をいたします。

○議長（河野）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、本件についてを採決いたします。この採決については、佐中君ほか1名から無記名投票にされたいとの要求が出ておりますので、無記名投票で行います。議場を閉鎖します。

(この間、議場の出入り口の閉鎖)

- 議長（河野）町長不信任の議決については、地方自治法第178条の規定により議員数の3分の2、すなわち13人以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とします。ただいまの出席議員数は19名であり、議員数の3分の2以上です。また、その4分の3は15人でございます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げておきます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。白票があった場合は、海田町議会会議規則第79条の規定により、本件に反対として取り扱います。なお、特別多数議決でございますので、議長も投票権があります。

(この間、投票用紙の配付)

- 議長（河野）投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（河野）なしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(この間、投票箱の点検)

- 議長（河野）異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

- 議会事務局長（園山）1番岡田議員、2番西田議員、3番渡辺議員、4番桑原議員、5番多田議員、6番斎木議員、7番堀間議員、8番西山議員、9番宮坂議員、10番崎本議員、11番原田議員、12番前田議員、13番住吉議員、14番山岡議員、16番佐中議員、17番中岡議員、18番国岡議員、19番加藤議員、20番河野議員。

- 議長（河野）以上で投票を終わりますが、投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（河野）投票を終わります。

これより開票を行います。海田町議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人に13番住吉君、14番山岡君を指名いたします。念のため申し上げておきます。立会人は筆記用具等を持ち込まないようお願いいたします。立ち会いをお願いいたします。

(この間、開票事務)

- 議長（河野）投票の結果を報告いたします。投票総数19票、有効投票19票、無効投票ゼロ。有効投票のうち賛成8票、反対11票。以上のとおり、賛成者が4分の3に達してお

りません。よって、町長不信任決議は否決されました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(この間、議場の出入り口開鎖)

~~~~~〇~~~~~

○議長（河野）日程第5、広島市・海田町合併協議会委員の選任についてを議題といたします。

本件については、さきの臨時会で議決された規約に基づいて議長が指定する議員の数が4名と決定されました。これを受け、私が指定する者をこの場で選任したいと思います。

この選任の方法については、単記無記名での投票を行い、得票数の多い者、上位から4人を選任し、同数の場合はくじ引きにより委員として指定することとし、また議長には投票権はないものとして行いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、本件については単記無記名の投票により行い、得票数の多い者から上位4人を、同数の場合はくじ引きで委員として指定することとし、議長には投票権はないものとして行います。

ただいまの出席議員数は18人です。投票用紙を配ります。

議場を閉鎖いたします。

(この間、議場の出入り口閉鎖)

(この間、投票用紙の配付)

○議長（河野）配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(この間、投票箱の点検)

○議長（河野）異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

○議会事務局長（園山）1番岡田議員、2番西田議員、3番渡辺議員、4番桑原議員、5番多田議員、6番斎木議員、7番堀間議員、8番西山議員、9番宮坂議員、10番崎本議員、11番原田議員、12番前田議員、13番住吉議員、14番山岡議員、16番佐中議員、17番

中岡議員、18番国岡議員、19番加藤議員。

○議長（河野）投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）なしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。海田町議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人に16番佐中君、17番中岡君を指名いたします。念のためもう1回申し上げますと、立会人は筆記用具等を持ち込まないようお願いいたします。立会人、お願いいたします。

（この間、開票事務）

○議長（河野）投票結果を報告いたします。多田君4票、崎本君4票、原田君5票、山岡君1票、佐中君4票。よって、多田君、崎本君、原田君、佐中君を広島市・海田町合併協議会委員として議長が指定する者に決定いたします。

議場閉鎖を解いてください。

（この間、議場の出入り口閉鎖）

○議長（河野）以上で、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて平成15年第6回海田町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さんでございました。

午前9時50分 閉会